

岐阜県公報

目次

公示

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交通企画課)

ページ

号外(一) 令和二年十二月二十四日

公示

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十四日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正子

岐阜県公安委員会規則第七号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則(昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号イ(イ)中「幼児(六歳未満の者をいう。以下同じ。)」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号イ(イ)及び(ロ)中「幼児」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号イ(ロ)を(ト)とし、(ホ)を(ク)とし、(ニ)の次に次のように加える。

(ホ) タンデム車(二以上の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。)(一)であつて二人乗り用のものに運転者以外の者一人を運転者以外の者の用に供する乗車装置に乘車させる場合

第十条第一号ロ中「三輪」を「三輪の」に改める。

第十七条第二項の表多治見試験場の項中「月曜日」の下に「水曜日」を加える。

別記第一号様式中「母」を削る。

別記第一号様式の三中「中」を「中」に改め、同様式備考中第二号を削り、第三号を第二号とする。

別記第一号様式の七中「中」を削る。

別記第二号様式中「㊦」を「㊧」及び「㊨」を「㊩」に改める。
 別記第三号様式の二から別記第四号様式までの様式中「㊦」を「㊧」に改める。
 別記第五号様式及び別記第六号様式の二中
 「届出者の氏名又は法人の
 名称及び代表者の氏名」を「㊦」に改める。
 別記第五号様式の六及び別記第五号様式の七中「㊦」を「㊧」に改める。

別記第六号様式中
 「

氏名	氏名	㊦
----	----	---

」を

「

氏名	㊦
----	---

」に改め、同様式備考第

一号中、「免状」を「及び免状」に改め、同様式備考中第二号を削り、第三号を第二号とす。

別記第八号様式中「氏
 属 産 物」を「附 属 産 物」に改める。
 別記第十号様式の二中「氏 名 印」を「氏 名」に改める。

別記第十一号様式中「氏
 別記第十一号様式の五から別記第十三号様式までの規定中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県道路交通法施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県道路交通法施行規則の規定にかかわらず、当分の間、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

令和二年十二月二十四日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社